

令和4年度 地域型住宅グリーン化事業

「家・街基準」の家について ～関西家・街プロジェクト協議会～ (Ⅱ期)

目次

1. 補助金を利用される皆様へ -----	1	6. 事業スケジュール、交付申請・実績報告期限について - 3	
2. 事前確認資料 -----	1	7. 共通要件-----	3
3. 補助金額について -----	2	8. 「関西家・街プロジェクト協議会」のルール -----	4
4. 補助金の配分方式について -----	3	9. 注意点 -----	4.5
5. 補助金の併用について -----	3	10. 現場写真撮影について -----	6

1. 補助金を利用される皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としていることから、社会的にその適正な執行が強く求められおり、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処されます。また、関西 家・街プロジェクト協議会から資料の提出や修正を指示された場合は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、補助金の取り消しを行います。指定の期限を過ぎ、さらに対応いただけない場合においても補助金の取り消しを行います。書類や連絡事項、ご返答、重要なご連絡につきましては全てメール（当初登録申請のアドレス）でのご対応とさせていただきます。メール送信した内容の「見えていない」「知らない」は補助金運営上支障をきたしますですのでそのようなことがないように予めご了承お願い致します。

交付申請、完了実績報告等、すべての手続きを支援室がWebサイト上で提供するシステムを用いて、電子申請方式で行っていただきます。従って、「申請」「報告」「提出」等の表現は、Webサイト上で提供するシステムでの手続きを必要とします。パソコン画面上でのデータ入力や電子ファイルのアップロードが必要になりますので、グループの皆様におかれましては、ご留意の程お願い申し上げます。

2. 事前確認資料

関西 家・街プロジェクト協議会ホームページにて「事前確認資料」は必ずご確認ください。

- 本紙「家・街基準の家」
- 説明動画
- 1章～4章、交付規定、交付要綱、募集要項
- その他資料



<https://www.iemachi.jp/download/iemachihp/index9.html>

3. 補助金枠について

令和4年度地域型グリーン化事業ではⅠ期とⅡ期に分け補助金運営が実施されます。Ⅰ期では「関西 家・街プロジェクト協議会」に割り当てられた補助金配分額内で、グループ構成員である加盟施工事業者様に「希望のあった補助金枠配分」または「希望がグループの割り当て以上となる場合は抽選にて補助金枠の配分」となります。Ⅱ期では請負契約済み物件を対象として、国の予算の範囲内で全国での先着順で補助金枠の確保が可能となります。あわせて、令和4年度から、補助金枠確保の容易さをランクで分け性能の高い住宅が補助金枠を確保し易くなり、また過去実績の補助金活用数が3戸以下の施工事業者様が優遇される制度に変更となりました。いずれにしても、加盟施工事業者様のご希望の補助金枠を希望の通りお渡し出来ないことがあることを事前にご了承願ひ致します。

性能住宅	申請枠種	過去実績 ※1	補助金額
認定 長期優良住宅	① 長期優良住宅	3戸以下	上限 140 万円
		4戸以上	上限 125 万円
ゼロ・エネルギー住宅	② ゼロエネ住宅	3戸以下	上限 140 万円
		4戸以上	上限 125 万円
	③ ゼロエネ住宅 + 耐震等級3証明 ※2	3戸以下	上限 140 万円
		4戸以上	上限 125 万円
④ ゼロエネ住宅 + 長期優良住宅	3戸以下	上限 150 万円	
	4戸以上	上限 135 万円	
認定 低炭素住宅	⑤ 低炭素住宅	区分無し	上限 90 万円
	⑥ 低炭素住宅 + 耐震等級3証明 ※2		上限 90 万円

※1 過去実績とは、平成27年～令和3年の補助金活用数となります。 ※2 関西 家・街プロジェクト協議会では耐震等級3の取得を必須。

■【加算枠】併用の場合、上限は40万円

+	地域材加算	+	三世帯同居加算	+	若者・子育て世帯加算	+	地域住文化加算	+	バリアフリー加算
	上限 20 万円 主要構造材(柱・梁・桁・土台)の過半に地域材を使用する場合 <small>テクノストラクチャーの場合は使用不可</small>		上限 30 万円 玄関、キッチン、浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合		上限 30 万円 建築主が40歳未満の場合、建築主が18歳未満の子供と同居している場合(令和4年4月1日時点)		上限 20 万円 地方公共団体が定める「地域住文化要素基準」を3つ以上満たす住宅を建築し、建築士が基準への適合を確認する場合 <small>建設地が和歌山県の場合のみ使用可能</small>		上限 30 万円 住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級(専用部分)の等級3以上と合わせ、建築士による工事内容適合確認

■ 1社が受けられる補助金の上限

- ・長期優良住宅 : 上限7戸相当
 - ・低炭素住宅 : 上限3戸相当
 - ・ゼロエネ住宅 : 上限5戸相当
- ※Ⅰ期・Ⅱ期での累計戸数となります。
※中規模工務店は、長期優良住宅・低炭素住宅・ゼロエネ住宅それぞれ1戸ずつの利用が可能です。

■ 耐震の要件について

- ・上記②・⑤について、耐震等級2以下(壁量計算)の場合は、施主様へ説明かつ同意書へ押印いただくことが必要となります。
 - ・上記①～⑥について、実績報告時において耐震性能の評価が、交付申請時よりも劣る場合は、補助対象にはなりませんのでご注意ください。
- ※【例】耐震等級3⇒耐震等級2に変更となった場合、
壁量計算⇒許容応力度計算など評価方法の変更は不可。

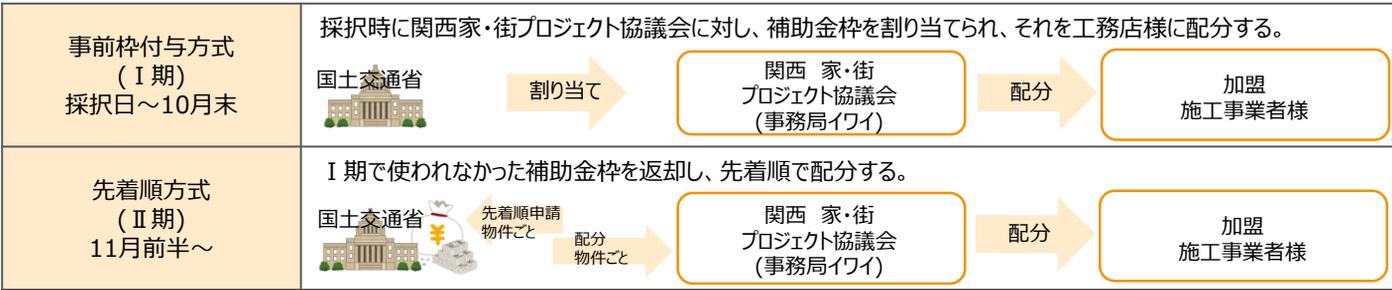
■ 必要な証明書について

申請枠種	長期認定	BELS(ZEH)	低炭素認定	耐震3証明	同意書
① 長期優良住宅	○				
② ゼロエネ住宅		○			○
③ ゼロエネ住宅 + 耐震等級3証明		○		○	
④ ゼロエネ住宅 + 長期優良住宅	○	○			
⑤ 低炭素住宅			○		○
⑥ 低炭素住宅 + 耐震等級3証明			○	○	

※耐震3の証明については以下のいずれかが必要です。

住宅性能評価書 / 長期優良住宅認定資料 / フラット3S / 建築士法による「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」 / グリーン化事業の書式(建築士が記入) ※構造計算又は壁量計算を実施し、耐震等級3相当を確認した上で記入

4. 補助金の配分方式について



5. 補助金の併用について

以下の国の他の補助事業については、その補助対象が本事業と重複することから、補助対象 部位の切り分けに関わらず併用することはできません。
 ① Z E H 支援事業 ② Z E H + 実証事業 ③ こどもみらい住宅支援事業 ④ 住宅の建設に関する都道府県等からの補助 (国庫補助が含まれているもの) のうち補助対象が本事業と重複するもの

- ・地方公共団体による国庫補助が含まれない補助事業であれば、補助対象の重複に係わらず併用が可能です。なお、国庫補助が含まれているか否かについては、当該地方公共団体にお問い合わせください。
- ・住まいの復興給付金との併用は可能です。

6. 事業スケジュール、交付申請・実績報告期限について

年間のスケジュールは以下のとおりです。但し、今後の事業の進捗状況によっては、変更となる場合があります。

- グループ採択日(着工可能日) : 令和4年6月30日
- Ⅰ期 (事前枠付与方式) : グループ採択日～10月末
- Ⅱ期 (先着順方式) : 11月前半～
- Ⅱ期における予算充当時期の目安(11月前半 : 初回充当、12月中旬 : 追加充当)

交付申請、完了実績報告等、すべての手続きを支援室がWebサイト上で提供するシステム (以下、『申請報告ツール』という) を用いて、電子申請方式で行っていただきます。原則として、紙媒体での書類提出はできません。

交付申請期限(Ⅱ期)	補助金枠確保のご連絡より12日以内、かつ最終期限の令和4年12月25日迄 ※いかなる理由であっても、事業完了後は交付申請を行うことはできません。
完了実績報告期限	事業完了後1ヵ月以内、かつ最終期限の令和5年1月27日迄

- 事業完了とは : 完了実績報告の提出の要件となる「事業完了」の時期は、契約形態に応じて以下のとおりです。
 請負契約による住宅・・・令和4年4月1日以降の請負契約の締結が対象。対象住宅・対象建築物の工事が完成し、契約に基づく工事費全額が精算された時点。
 売買契約による住宅・・・令和4年度内に根切・杭打工事を行う物件が対象。対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額が精算された時点。

7. 共通要件

次の全ての要件を満たす木造住宅

- (1) 主要構造部 (建築基準法第2条第5号の定義による) が木造のもの。
- (2) 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅の新築とします。ただしゼロ・エネルギー住宅型においては、戸建住宅の新築とします。なお、モデルハウスは対象外です。
- (3) 長期優良住宅または、低炭素住宅の認定を受けたもの、BELS(ZEH表示) を取得したもの。また、ZEH水準や耐震等級3を満たすことが確認できる証書を取得した場合は優先して補助金配分を受けることができます。
- (4) 設計者、施工管理者又は大工技能者のいずれか1人が、住宅省エネルギー技術講習会の受講者等であることが必要です。
- (5) 長寿命型、ゼロ・エネルギー住宅型、高度省エネ型は令和4年6月30日以前に着工 (根切り工事等の着手) が可能です。令和4年6月30日以前に着工した木造住宅は補助対象になりません。
- (6) 主要構造部に用いる木材は、グループが定める地域材を積極的に使用するものとします。
- (7) 住宅が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、補助対象とすることは出来ません。なお、区域の指定の有無については、建設地の地方公共団体にお問い合わせください。
- (8) 契約形態等に係る制限について、

- ① 施工事業者の制限
 施工事業者は、補助対象となる住宅の工事を元請けとして行う必要があります。元請けとならず、建築主が複数の専門業者に直接発注方式(直営)で建設する住宅は、補助対象外です。なお、ここでいう元請けとは、全体工事費の過半を請け負うことであり、工事請負契約を単独で建築主と締結する場合に限ります。また、施工事業者は、対象となる木造住宅の確認申請における「工事施工者」として、その工事に直接的責任を負うものとします。請負・売買の別は問いません。但し、売買の場合は、交付申請する事業者が建設かつ売主であることが必要です。
 - ② ゼロ・エネルギー住宅型・高度省エネ型における制限
 外皮計算、一次エネルギー消費量計算に寄与する工事は、原則として、元請けである施工事業者が工事を行う必要があります。但し、太陽光発電設備は補助対象外の工事であるため、施工者について制限はありません。
- ※ 請負・売買の別は問いません。但し、売買の場合は、交付申請する事業者が建設かつ売主であることが必要です。
 ※ 住宅の省エネルギー技術講習会とは、平成 24 年度から平成 30 年度までに全国で実施されていた「住宅省エネルギー技術講習会 (施工技術者講習会、設計者講習会)」及び令和元年度から令和3年度にオンラインで実施された「改正建築物省エネ法オンライン講座」をいいます。(参考) ホームページ <https://shoenehou-online.jp/>。令和 4 年に実施する講習会等をいいます。詳細は別途、ご案内します。
 ※ 交付申請時には、令和 4 年 4 月 1 日から交付申請日までのいずれかにおいて、住宅が土砂災害特別警戒区域外であることについての建築士による証明が必要です。

8. 「関西 家・街プロジェクト協議会」ルール

■ 地域材のルール：長期優良・低炭素・ゼロエネルギーすべてに適応

下記の部材については合法性木材供給事業者により**合法木材**（林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品)を供給すること、かつ **下記の条件**であること

- ① 関西 家・街プロジェクト協議会の加盟登録されたプレカット工場から下記材料を納品する必要があります。
- ② 主要構造材【柱・梁・桁(小屋梁)・土台】：乾燥材 or 集成材 or グリーン材
- ③ 大引・母屋・棟木・小屋束・隅谷木：乾燥材 or 集成材 or グリーン材
- ④ 火打：乾燥材 or 集成材 or グリーン材 or 金物
- ⑤ 上記以外の樹種(垂木・間柱・筋違・窓台まぐさ・根太・手摺束・バルコニー笠木等)においては指定しない



■ 共通のルール：長期優良・低炭素・ゼロエネルギーすべてに適応

- ① 各性能に関わる資材を、イワイから購入
認定住宅の性能に関わる資材…プレカット、木材・羽柄材、内装建材
外装建材、水廻り設備
- ② 新築住宅木造戸建住宅を対象
- ③ 工事写真ファイルの作成と住宅履歴書「ieStory」採用
住宅履歴書ieStoryファイル作成を共通ルールとし、以下の工事写真
ファイルや図書等をファイルに綴じ、お施様にお渡ししていただくことを
厳守することを補助金申請上必須としております。
※費用 ¥ 5,000円(税抜)
- ④ 住宅省エネルギー技術講習を受講し、当講習施工マニュアルに基づく
現場施工を実施
※住宅の省エネルギー技術講習会とは、平成24年度から令和30年度
までに全国で実施された講習会又は令和3年度にオンラインで実施
された講座。あわせて令和4年度に実施する講座等をいいます。
- ⑤ 補助金申請手続き
※補助金申請手続き業務はビルダー様にて作成して頂きます。
ご対応いただけない場合は補助金受給は出来ません。
- ⑥ アンケートの実施
※グリーン化事務局や当グループから補助制度の実施状況を把握・
分析するものとして実施されます。随時のご対応をお願いします。

■ 性能住宅のルール：各性能住宅ごとに適応

- ① 認定長期優良住宅(着工前に認定申請必須)
・令和4年10月1日以降の基準で認定を受けたもの
- ② 認定低炭素住宅(着工前に認定申請必須)
・令和4年10月1日以降の基準で認定を受けたもの
・グリーン化事業の要件を満たすための耐震等級取得の場合、耐震等級3(証明書必要)を必須とします。
・耐震性能の確保かつ住宅性能評価書等の取得を推奨
- ③ ゼロエネ住宅(着工後のBELS取得可能)
・グリーン化事業の要件を満たすための耐震等級取得の場合、耐震等級3(設計性能評価)を必須とします。
・耐震性能の確保かつ住宅性能評価書の取得を推奨または、長期優良住宅の併用申請を推奨
・BELS評価書では「ZEH」であることを証明いただけます。特記事項に「ZEH」表記が無い場合は補助金受給不可となります。
・常時居住する木造戸建住宅であること
・対象地域：4、5、6、7地域
・ゼロエネルギー住宅の性能：強化外皮基準：UA値0.6W/m²K以下
：太陽光発電を含む一次エネルギー消費量削減率：100%以上
：太陽光発電を除く一次エネルギー消費量削減率：20%以上
・太陽光発電の設置場所は、原則、対象住宅屋根とし、対象住宅と併設する場合に限り、対象住宅以外
(同一敷地内の駐車場屋根等)への設置も可能
・太陽光発電システムを設置(余剰買取のみ。全量買取は対象外)
・エネルギー計測器の取付けは必須です。(発電量、消費量、売電量を計測するモニター等またはHEMS)
・入居後1年間のエネルギー消費に関する報告および居住者アンケートが必要です。



9. 注意点

- ルールの徹底…当グループの定めた交付申請、着工、完工、実績報告期限を厳守して頂きます。提出書類については事前にお知らせのない書類(ローン契約書、土地公図、基礎配筋検査証、など)追加の書類をご提出いただく場合があります。ご対応いただけない場合、補助金受給の取消となります。
- 補助金申請…補助金申請手続き業務Webサイト上で施工事業者様に実施頂きます。ご対応いただけない場合は補助金受給は出来ません。
- 補助対象外住宅…施工事業者が建築主となり自らが居住し使用する住宅、モデルハウスは補助対象外となります。
- 着工の開始について…採択通知の日付以降(令和4年6月30日)に着工(根切り工事等の着手)が可能です。
※追加加盟した施工事業者が対象住宅を着工する場合、着工が可能となるのは、計画変更申請を行った受付期間終了日の翌日以降となります。
- 事前着工の禁止
・採択通知の日(令和4年6月30日)より前に着工の禁止
・長期優良住宅、低炭素住宅の認定申請の受付前に着工(根切・杭打工事など)の禁止

補助金に係る不正・・・補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

- 事業開始は、グループおよび事業の種類を決定した採択通知日以降となります。採択通知の発出前に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に係る工事が開始された時点）を開始した木造住宅は補助対象となりません。さらに、原則として令和4年度内に完了実績報告に至らないものについては補助の対象となりません。
- グループ応募時又は交付決定された事業内容からの変更は、原則認められません。
- 補助事業にかかわる資料及び経理処理関係書類等は、事業完了の属する年度の終了後5年間、保存していただく必要があります。
- 補助金で取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、処分制限期間（補助金受領後か10年間、又は耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しすることをいう。）しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければなりません。そのうえで交付決定が取り消された場合には補助金の全部又は一部を返還していただきます。なお、国土交通大臣は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 事業完了後も、適正な財産管理をいただくと共に、各種報告（ゼロ・エネルギー住宅はエネルギー報告等）、アンケートの提出にご協力いただきます。
- 施工事業者の制限の強化について、施工事業者は、補助対象となる住宅の工事を元請けとして行う要件に加え、工事請負契約を単独で建築主と締結すること、さらに、確認申請における「工事施工者」として、対象工事に直接的責任を負うことを要件とします。
- 事業着手・事業完了について・・・令和4年度内に事業に着手（請負契約による住宅においては工事請負契約等を締結した時点、売買契約による住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点。）し、かつ原則として定められた期日までに事業完了（請負契約による住宅・建築物については、契約に基づく工事が完成し、契約に基づく工事費全額が精算された時点。売買契約による住宅は、対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額が精算された時点。）した上で完了実績報告を提出する必要があります。原則として定められた期日までに事業完了に至らないものについては補助の対象となりません。
- 木造住宅に取り組む「施工」事業者について・・・元請の直近3年間の年間平均新築住宅供給戸数が50戸程度未満の住宅生産者であること。
- 中規模工務店について・・・元請の年間新築住宅供給戸数が300戸以下の事業者であること。中規模工務店における補助対象戸数は長期優良住宅、低炭素住宅、ゼロエネ住宅それぞれ1戸とします。
- 建設地に係る制限について・・・住宅が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっている場合は、補助対象とすることは出来ません。なお、区域の指定の有無については、建設地の地方公共団体にお問い合わせください。
- 現地調査と資料の保存・・・補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中または完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 個人情報の利用について・・・取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、グループや各グループに所属する住宅施工事業者等へ必要な情報の提供等やアンケート等の調査について利用させて頂くことがあります。また、本事業の補助対象となる住宅に対し国等から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
- 補助金の還元・・・補助金は支援室から補助事業者様へ振込みがあります。補助金受取り後に建築主様へ現金還元が必要です。予め補助金相当額を差し引きた額を契約額とすることはできません。



※実施支援室から補助事業者様への補助金の振込みは、実績報告提出後、不備などを解消してから大よそ半年程度必要です。
 ※売買契約による住宅の場合は、補助金相当額を買主に還元する必要があることから、買主と売買契約を締結し事業完了（対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額が精算された時点）した後でなければ完了実績報告を提出することはできません。（対象住宅の工事の完成のみでは事業完了となりません。）

- 若者・子育て世帯加算について
 - ・「若者」は、建築主である請負契約上の発注者（または売買契約上の買主）が居住するものを対象とします。発注者（買主）が複数名の場合は、何れかの方が該当すれば対象となります。
 - ・「子育て世帯」は、建築主である請負契約上の発注者（または売買契約上の買主）と18歳未満の子供が同居する場合に対象とします。
 - ・売買契約による住宅は、交付申請時点で若者または子育て世帯に該当する買主が決まっている場合に対象となります。売買契約の締結前でも構いませんが、買主を変更することはできません。
 - ・賃貸住宅や法人・団体等が発注者（買主）の場合は、若者・子育て世帯加算の対象外です。

■契約について

請負契約	<ul style="list-style-type: none"> ・関西 家・街プロジェクト協議会の定めた交付申請、着工、完工、実績報告期限を厳守してください。 ・令和4年度内(令和4年4月1日から令和5年3月31日までに工事請負契約等を締結したものが対象です。) ・建築主と住宅の工事請負契約を締結、かつ該当住宅の建築を自ら行う者によって供給される住宅が対象です。 ・定められた期日までに事業完了（請負契約による住宅・建築物については、契約に基づく工事が完成し、契約に基づく工事費全額の精算された時点。）した上で完了実績報告を提出。 	売買契約	<ul style="list-style-type: none"> ・関西 家・街プロジェクト協議会の定めた交付申請、着工、完工、実績報告期限を厳守してください。 ・交付申請する事業者が対象住宅を建設し、かつ売主であることに加え、宅地建物取引業の免許保有者であること ・宅建事業者が、自ら建築施工する必要があります。 ・令和4年度内に根切・杭打ち工事を行う物件が対象。 ・定められた期日までに事業完了（対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額の精算された時点）した上で完了実績報告を提出。
------	---	------	--

■着手・着工・事業完了に関する補足

タイプ	着工・改修工事の開始が可能となる日
長寿命型	採択通知日(令和4年6月30日) かつ、認定申請日の何れか遅い日
ゼロ・エネルギー住宅型	採択通知日(令和4年6月30日)
認定低炭素住宅	採択通知日(令和4年6月30日) かつ、認定申請日の何れか遅い日

■その他変更事項の補足

変更の内容	変更の可否	変更の内容	変更の可否
補助事業者	変更不可	事業完了日	原則変更可
対象住宅の建築主	変更不可	階数、延べ床面積	原則変更可
建築地	変更不可	三世代加算の要件	変更可
契約形態（請負→売買、売買→請負）	変更不可		

●各種変更連絡がない場合・・・社名・代表者・本社所在地等の変更、法人間の合併・買収・分社・統廃合がある場合は、速やかに変更が必要です。変更のご連絡がない場合は、補助金の受給ができない可能性があります。

- 請負契約書（一对の工事注文書と注文請書を含む）
 - ・補助事業者、対象住宅、建築地、建築主の変更がある場合は無効となります。
 - ・交付申請後に契約をやり直したり、同じ住宅で提出した契約書と異なる契約が締結されている場合は無効となります。
 - ・一旦締結した工事請負契約書の日付を訂正したり変更したりすることはできません。
 - ・契約内容の変更や契約額の変更（工事の追加、削減、仕様変更などによる経費の変更）が生じる場合は、当初契約内容を変更する変更工事請負契約を締結してください。また、当初の契約との関連が分かるように作成してください。見積書等は不可です。
 - ・契約形態（一括請負→分離発注等）又は（請負→売買、売買→請負）が変更される場合は無効となります。
 - ・請負契約書、補助金申請書類（交付申請書類・実績報告書類）、建築確認申請等、認定住宅申請等などの建設場所の記載については契約前に必ず地名地番を確認していただき、誤記入等が無いようにしてください。
- 工事費の支払い・・・現金手渡しではなく、金融機関などを利用してください。（頭金、契約金などの現金手渡しも、不可です。）
 - ・「領収書」及び「送金伝票等」の両方の写しの提出が必要です。
 - ※「領収書」「送金伝票等」の両方が揃わない場合は、補助金が支払われないことや減額となる場合があります。
 - ※領収書の写しとは 領収額、発行者(受注者)、発行先(発注者)、支払日が明記され、収入印紙に貼付け 消印があり、施工事業者が建築主（売買契約による住宅は買主）に交付したものの 写し。※領収書が紙媒体ではない場合（ファクシミリや電子メールに添付して発行される領収書）は、その旨が確認できるものとします。
 - ※送金伝票等の写しとは 金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できるものとして、通帳、振込受付書(金融機関の受付印があるもの)、振込明細書、インターネットバンキングの入出金明細照会等の写し（施工事業者が金融機関を通じて建築主（買主）から支払いを受けたことが証明できるもの、または、建築主（買主）が施工業者に金融機関を通じて支払ったことが証明できるもの）
- 住宅ローンを活用している場合・・・工事費の支払いを証明する書類として「通帳の写し」などを提出した場合、振込者がローン会社となる時は、発注者が住宅ローンを活用したことを確認する必要がありますので、ローンの契約書等の写しの提出が必要となります。
- 確認申請、長期優良住宅、認定低炭素住宅の認定やBELSの評価書
工事請負契約の建築主名で手続きしてください。※売買契約による住宅の場合は売主となる施工事業者名で手続きしてください。

10. 現地写真撮影について

●：必須写真 ○：該当する場合に必要となる写真

撮影時期等		長期優良	低炭素	ゼロエネ	撮影において必要な要素の概要
着工前		●	●	●	・採択通知日（令和4年6月30日）以降に撮影すること ※前面道路および周辺の建物等を写し込んだ敷地全景
着工後 (売買契約のみ)		○	○	○	・着工前の現地写真と同じ位置から撮影すること ・着工後の敷地写真を3日以内に撮影
要件に係わる部分	施工中	●	●	●	<工事写真ファイル> 作成時に必要です。 <認定住宅> 認定住宅の完了報告時に必要です。 <ゼロエネルギー住宅・新築> ゼロエネ写真台帳の作成に必要です。 ・外皮性能に係わる全ての要素 ・一次エネルギー消費量算定に係る設備の写真 ・建物の外観および内観
	施工後内観	—	—	●	
工事完了	外観	●	●	●	・着工前の現地写真と同じ位置から撮影すること ※前面道路および周辺の建物等を写し込んだ敷地および建物全景
地域住文化加算の要件		○	○	○	・共通ルールで定める要素の設置状況を完了実績報告時に確認します。

■現地写真の撮影に関する遵守事項（看板と共に撮影/電子黒板・アプリ原則不可）

【看板記載必須項目】

(1) 「着工前の現地写真」について

- ① 令和4年6月30日以降に撮影すること（看板に「**国住木59**」、その他必要事項を記載）
- ② 前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ着工前の敷地全景写真とし、異なる2箇所から、異なる方向の周辺の建物等を写し込むことができる位置で撮影すること
- ③ 敷地全景を遮る車、ブロック塀、広告看板等の支障物が写り込まない位置から撮影すること
- ④ 着工前であれば、やり方、地縄張りの状況でも結構です。
- ⑤ 既存建物の解体前に「着工前の現地写真」を撮影した場合は、前面道路及び周辺の建物等を撮影すること

- ① 採択通知番号
- ② 建築主名
- ③ 撮影日
- ④ 工務店様名

国住木59	
建築主	●●●●様
撮影日	令和4年●月●日
工務店名	●●●工務店

※追加加盟した施工事業者の採択通知番号については別途ご連絡します。

(2) 「着工直後の現地写真」について（新築の売買契約による住宅）

- ① 着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点）日を含め原則 3日以内（最終は令和5年3月31日）とし、年度内に着工していることが確認できるものとします。交付申請時に現地写真を提出した場合は、「着工前の現地写真」と同じ位置の2箇所から撮影するものとし、前面道路及び周辺の建物等を写し込んだ敷地全景を撮影すること

良い撮影例



悪い撮影例

